

## 串間市住宅等リフォーム促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民生活の向上及び定住促進に資するとともに、市内産業の活性化及び雇用の創出を図るため、個人、市内に事業所を有する商工業者（以下「商工業者」という。）又は市内に事業所を有する商工業者以外の事業者（以下「法人等」という。）であって、自己の居住又は所有する住宅、店舗、事務所、又は倉庫若しくは工場などの建物（以下「住宅等」という。）を市内の事業者を利用して修繕、補修及び増築の工事（以下「改修工事」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において、串間市住宅リフォーム促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにつき、補助金等の交付に関する規則（昭和55年串間市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通常住宅等リフォーム工事 個人又は法人等の住宅等の改修工事をいう。
- (2) 移住促進リフォーム工事 前号に該当しない工事であって、移住者（本市に定住する者で、本市に転入した日から1年を経過しないものをいう。以下同じ。）及び移住予定者の住宅等の改修工事をいう。
- (3) 体験型民泊促進リフォーム工事 前2号に該当しない工事であって、体験型民泊開業予定者の住宅等改修工事をいう。
- (4) 商工業者店舗等リフォーム工事 前3号に該当しない工事であって、市内で1年以上の実績がある商工業者の店舗等の改修工事をいう。
- (5) 高齢者世帯リフォーム工事 前各号に該当しない工事であって、年金収入のみで生活を営んでいる65歳以上の世帯全員の住宅等の改修工事をいう。

### (補助金対象者及び補助金の額)

第3条 補助金の対象となる者及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

### (補助対象住宅等)

第4条 補助の対象となる住宅等（以下「対象住宅等」という。）は、市内に存する建築後1年以上を経過したものとし、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が対象住宅等の所有者又は権利者と異なる場合については、所有者又は権利者全員の同意が得られるものとする。

### (対象工事)

第5条 補助の対象となる改修工事（以下「対象工事」という。）は、市内に事業所を有し、かつ、工事の資格等を有する施工業者を利用して、第7条第2項の規定による補助金の交付決定通知後に着手する工事に要する経費が20万円以上の工事で、次に掲げるものとする。

- (1) 住宅等の修繕又は補修のための工事
- (2) 壁紙の張り替え、屋根又は外壁の塗り替え等のための工事

2 前項に規定する工事に要する経費は、総工事費から次に掲げる費用を除いて得た額（消費税を除いて得た額。）とする。

- (1) 土地購入費用
- (2) 広告看板等の設置費用

- (3) 工事機械及び工具等の購入に関する費用
- (4) 合併処理浄化槽の設置及び管路工事に係る費用
- (5) 公共下水道及び農業集落排水事業に係る費用
- (6) 串間市の他の補助制度と重複する箇所に係る費用
- (7) 前各号に掲げるもののほか、対象工事として認められない費用

3 対象工事は、補助金の交付申請する日の属する年度の2月末日までに完了しなければならない。

(補助の回数)

第6条 補助金の交付は、同一対象住宅等及び同一補助対象者（同一世帯員を含む。）について1回限りとする。

(補助申請及び交付決定)

第7条 申請者は、市長が別に定める期間内において住宅等リフォーム促進事業補助申請書（別記様式第1号）に、次に掲げるもののうち該当する書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅等リフォーム促進事業 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 住宅等リフォーム促進事業 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 住民票（世帯全員）。法人の場合は登記簿謄本と代表者個人の住民票
- (4) 固定資産課税台帳の写し、又は所有者等が確認できる書類
- (5) 申請者及び同一世帯員（納税義務者）の市税の完納証明書。法人の場合は事業所等の完納証明と代表者個人の完納証明書
- (6) 工事見積書の写し
- (7) 対象工事を行う対象住宅等の現況及び工事施工予定箇所の写真
- (8) 対象住宅等の所有者が申請者と異なる場合は、所有者全員の同意書
- (9) 対象住宅等の位置がわかる地図等
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で補助の可否を決定し、住宅等リフォーム促進事業決定（却下）通知書（別記様式第4号）により申請者にその旨を通知するものとする。

3 市長は、補助の決定にあたり、補助の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

4 市長は、申請書を先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申請額が予算の範囲を超えるときは受付を停止するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第8条 前条第2項の規定により補助の決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、当該変更が生じた日から14日以内に住宅等リフォーム促進事業補助変更申請書（別記様式第5号）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額の範囲内において生じた申請事項の変更について、変更申請の必要がないと認められる場合はこの限りでない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で補助の変更の可否を決定し、住宅等リフォーム促進事業補助変更決定（却下）通知書（別記

様式第6号)により補助決定者にその旨を通知するものとする。

3 市長は、変更申請書を先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申請額が予算の範囲を超えるときは受付を停止するものとする。

(状況報告及び実地調査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者又は対象工事を施工する事業者に対し、対象工事の進捗状況について報告を求め、又は実地調査をすることができる。この場合において、市長は、対象工事が補助の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助決定者に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(完了報告及び交付確定)

第10条 補助決定者は、対象工事が完了したときは、当該完了した日から30日を経過する日、又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、住宅等リフォーム促進事業完了報告書(別記様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅等リフォーム促進事業 収支決算書(別記様式第8号)
- (2) 工事代金領収書の写し及び商品券を購入の場合は、その領収書の写し
- (3) 工事請求書の写し
- (4) 対象工事施工後の対象住宅等の現況及び工事施工箇所の写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項の報告書の提出があったときは、内容を調査の上、補助金の額を確定し、住宅等リフォーム促進事業補助額確定通知書(別記様式第9号)により、補助決定者に通知するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、補助決定者又は対象工事を施工した事業者に対し、対象工事の成果について説明を求め、又は実地調査をすることができる。

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助決定者は、前条第2項の通知を受けた場合は、速やかに住宅等リフォーム促進事業補助金交付請求書(別記様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、当該提出のあった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第12条 市長は、補助決定者又は既に補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為があったとき。
- (2) 対象工事を承認なく変更し、又は中止したとき。
- (3) 提出書類の虚偽の記載等不正な行為があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があったとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成 34 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、平成 31 年 3 月 27 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の串間市住宅等リフォーム促進事業補助金交付要綱の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後の申請に係るものについて適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

改修工事の種類	補助対象者	補助金額
通常住宅等リフォーム工事	<p>申請者が個人の場合は、申請者が本市に住民登録をし、かつ、居住している者であって、申請者及び申請者と同一世帯員が、市税等を完納しているものとする。</p> <p>申請者が法人の場合は、法人の事務所が本市に所在しており、かつ、法人の代表者が本市に住民登録をし、居住している者であって、かつ、市税等を完納しているものとする。</p>	<p>次の2項の規定により算出した額の合計額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象工事に要する経費の10%（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）。ただし、当該補助金額が10万円を超えるときは、10万円とする。</li> <li>2 工事期間中に補助金額と同額の串間市共通商品券（以下「商品券」という。）を購入する場合は、10万円を上限に、対象工事に要する経費の10%を補助する。</li> </ol>
移住促進リフォーム工事	<p>申請者が移住者の場合は、本市に住民登録をし、かつ、居住している者であって、申請者及び同一世帯員が、市税等を完納しているものとする。</p> <p>申請者が移住者又は移住予定者の場合は、移住促進業務を所管する課等による移住者名簿に記載されている者であって、本市に5年以上定住する意思があるものとする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象工事に要する経費の30%（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）。ただし、当該補助金額が30万円を超えるときは、30万円とする。</li> <li>2 工事期間中に、商品券を購入する場合は、10万円を上限に、対象工事に要する経費の10%を補助する。</li> </ol>
体験型民泊促進リフォーム工事	<p>申請者は、本市に住民登録をし、居住している者であって、申請者及び申請者と同一世帯員が、市税等を完納しており、かつ、串間エコツーリズム推進協議会が推薦する体験型民泊開業予定者であること。</p>	

<p>商工業者 店舗等リ フォーム 工事</p>	<p>申請者は次の2項の全てを満たす者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本市で1年以上営業実績がある事業者であって、リフォーム工を行う店舗の所有者、又は使用者であること。</li> <li>2 市税等を完納しており、かつ、串間商工会議所会員又は会員となる予定がある者で、補助金交付決定時に会員として承認される見込があること。</li> </ol>	
<p>高齢者世 帯リフォ ーム工事</p>	<p>申請者は次の2項の全てを満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本市に住民登録をし、かつ、居住している者であって、申請者及び申請者と同一世帯員が、市税等を完納しており、かつ、65歳以上であること。</li> <li>2 補助金の交付決定の日が属する前年分の収入が公的年金(300万円以内)のみであること。</li> </ol>	

住宅等リフォーム促進事業補助金申請書

平成 年 月 日

様

住所 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_

住宅等の改修工事について補助を受けたいので、次のとおり申請します。

1 対象住宅の住所	串間市	
2 補助対象の区分	通常 / 移住 / 体験型民泊 / 商工業者 / 高齢者	
3 改修工事の内容		
4 工事金額	円	※市記入欄 補助対象工事金額 円 工事補助額 円
5 申請事項	<input type="checkbox"/> 私（申請者）及び世帯員のすべては、市税等の滞納はありません。 また、対象住宅及び同一世帯内において、現在までに当該事業補助金の交付はありません。	
6 同意事項（※）	<input type="checkbox"/> 私（申請者）及び世帯員のすべては、私及び世帯員の住所登録の状況、市税等の納入状況及び他の公的助成制度の適用について、市長が関係当局に報告を求めることに同意します。	
7 商品券購入	有 / 無	※市記入欄 商品券購入額 円 合計総補助額 円
8 添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 住民票（世帯全員） <input type="checkbox"/> 固定資産課税台帳の写し（名寄帳） <input type="checkbox"/> 申請者及び同一世帯員（納税義務者）の市税の完納証明書 <input type="checkbox"/> 工事見積書の写し <input type="checkbox"/> 対象工事を行う対象住宅の現況及び工事予定箇所の写真（日付入） <input type="checkbox"/> 対象住宅等の位置がわかる地図 <input type="checkbox"/> （ ）	

※この同意事項によって、申請書及び世帯員のすべてが、当該事項について同意したものとみなします。

住宅等リフォーム促進事業  
事業計画書

1 工事等内容		
2 工事期間		
3 施工業者	所在地	
	電話番号	
	名称	
	所在地	
	電話番号	
	名称	
	所在地	
	電話番号	
名称		



住宅等リフォーム促進事業  
収 支 予 算 書

## ◆収入の部

項目		予算額（円）	備考
工事費	市補助金		（通常 / 移住 / 体験型民泊 / 商工業者 / 高齢者）
	自己負担金		工事費から市補助金を除いた額
商品券	市補助金		工事金額の10%の額 （上限10万円）
合計		①	

## ◆支出の部

項目		予算額（円）	備考
工事費	工事費（税抜）		
商品券	商品券購入費		工事金額の10%の額 （上限10万円）
合計		②	

様

申間市長

住宅等リフォーム促進事業補助決定（却下）通知書

平成 年 月 日付で申請のあった住宅等（住所： ）の改修工事に  
対する補助については、次のとおり決定（却下）することにしたので通知します。

記

- 1 補助対象の区分 通常 / 移住 / 体験型民泊 / 商工業者 / 高齢者
- 2 補助金の交付決定額 円  
うち工事補助額分： 円（補助対象工事金額 円）  
商品券購入分： 円
- 3 留意事項
  - （1）申請事項に変更又は廃止が生じた場合は、14日以内に変更申請書を提出し、市長の承認を受けること。（ただし、予算の都合により受付できない場合があります。）
  - （2）対象工事の遂行状況について報告を求め、又は実施調査することがあること。
  - （3）対象工事が完了したときは、30日を経過する日、又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了報告書に関係書類を添えて市長に提出すること。
  - （4）申請内容に虚偽その他不正があった場合、又は市長の指示に従わない場合は、補助の決定を取り消すことがあること。
- 4 却下の場合、その理由

住宅等リフォーム促進事業補助変更申請書

平成 年 月 日

串間市長 様

住所 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日付第 ー 号で補助の決定を受けた住宅等（住所： ）  
の改修工事について、申請事項を変更したいので、次のとおり申請します。

1 変更内容	①工事金額 及び補助金額の変更の 場合	変更前	工事金額 円 ※市記入（補助対象工事金額） 円 ※市記入（工事補助額） 円 ※市記入（商品券補助額） 円 ※市記入（合計補助額） 円
		変更後	工事金額 円 ※市記入（補助対象工事金額） 円 ※市記入（工事補助額） 円 ※市記入（商品券補助額） 円 ※市記入（合計補助額） 円
	②上記①以外の変更の 場合		
2 変更理由			
3 添付書類			<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 工事見積書の写し <input type="checkbox"/> 対象工事を行う対象住宅の現況及び工事予定箇所の写真（日付入） <input type="checkbox"/> その他（ ）

様

申間市長

住宅等リフォーム促進事業補助金変更決定（却下）通知書

平成 年 月 日付で変更申請のあった住宅等（住所： ）  
変更申請のあった住宅等の改修工事に係る補助については、次のとおり決定（却下）したので通知します。

記

補助対象の区分 通常 / 移住 / 体験型民泊 / 商工業者 / 高齢者

1 変更内容	
2 変更後の工事金額及び補助額	工事金額 円
	※市記入（補助対象工事金額 円）
	※市記入（工事補助額 円）
	※市記入（商品券補助額 円）
	※市記入（合計補助額 円）

3 留意事項

- (1) 申請事項に変更又は廃止が生じた場合は、14日以内に変更申請書を提出し、市長の承認を受けること。（ただし、予算の都合により受付できない場合があります。）
- (2) 対象工事の遂行状況について報告を求め、又は実施調査することがあること。
- (3) 対象工事が完了したときは、工事完了から30日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了報告書に関係書類を添えて市長に提出すること。
- (4) 申請内容に虚偽その他不正があった場合又は市長の指示に従わない場合は、補助の決定を取り消すことがあること。

4 却下の場合、その理由

住宅等リフォーム促進事業完了報告書

平成 年 月 日

様

住所 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日付で補助の決定を受けた住宅等の改修工事等について完了したので、次のとおり報告します。

1 対象住宅の所在	串間市
2 補助対象の区分	通常 / 移住 / 体験型民泊 / 商工業者 / 高齢者
3 改修工事の内容	
4 工事期間	着工 平成 年 月 日 完了 平成 年 月 日
5 工事金額及び補助額	<b>工事金額</b> 円 ※市記入（補助対象工事金額） 円 ※市記入（工事補助額） 円 ※市記入（商品券補助額） 円 ※市記入（合計補助額） 円
6 添付書類等	<input type="checkbox"/> 収支決算書 <input type="checkbox"/> 工事代金領収書の写し <input type="checkbox"/> 工事請求書の写し <input type="checkbox"/> 対象工事実施後の対象住宅の現況及び工事施行箇所の写真（日付入） <input type="checkbox"/> 串間市共通商品券の領収書の写し <input type="checkbox"/> その他（ ）

**※串間市確認欄**

上記のとおり、改修工事等が完了したことを確認した。

平成 年 月 日

職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

住宅等リフォーム促進事業  
収 支 決 算 書

## ◆収入の部

項目		決算額（円）	備考
工事費	市補助金		（通常 / 移住 / 体験型民泊 / 商工業者 / 高齢者）
	自己負担金		工事費から市補助金を除いた額
商品券	市補助金		工事金額の10%の額 （上限10万円）
合計		①	

## ◆支出の部

項目		決算額（円）	備考
工事費	工事費（税抜）		
商品券	商品券購入費		工事金額の10%の額 （上限10万円）
合計		②	

文 書 番 号  
平成 年 月 日

様

申間市長

住宅等リフォーム促進事業補助額確定通知書

平成 年 月 日付第 ー 号で補助を決定しました住宅等（住所： ）  
の改修工事等について、交付する補助金の額を確定しましたので、下記のとおり通知します。

記

補助対象の区分 通常 / 移住 / 体験型民泊 / 商工業者 / 高齢者

交付する補助金の確定額 円

うち工事補助額分： 円

商品券購入分： 円

年 月 日

串間市長 様

住 所 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電 話 \_\_\_\_\_

住宅等リフォーム促進事業補助金交付請求書

住宅等リフォーム促進事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

金融機関名	
支店名	
預金種類	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※ 補助対象者名義の口座を記入してください。



同 意 書

宮崎県串間市大字

番地

上記の住宅等において、  
が住宅リフォームするこ  
とについて同意いたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印